

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第56号	
事故等名	押船せんたい丸被押バージせんたい乗揚	
発生年月日時刻	平成20年9月8日10時00分ごろ	
発生場所	川内港南防波堤灯台から真方位114° 3.4海里 (北緯31° 49' 30"、東経130° 14.6' 0.0")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月21日門司・地方事故調査官が海難報告書を精査し、せんたい丸船長などから事故概況を電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 押船せんたい丸 18トン	
船舶番号	293-28366	
船舶所有者等	川内川砂利生産協業組合	
船種・船名・総トン数	B バージせんたい 578トン	
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等	川内川砂利生産協業組合	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士	
	B	
負傷者	A なし	
	B なし	
損傷	A 推進器翼に曲損	
	B 船底に凹損	
事故等の経過	A船は、船長1人が乗り組み、砂利450トンを積載したB船を押航し、鹿児島県川内川河口の砂利採取場を発し、同河口上流の砂利陸揚場に向かい、針路を東方に向け、約4ノットの対地速力で、川の中央あたりを上航中、平成20年9月8日10時00分ごろ、川の流れにより右岸寄りに圧流され、浅瀬に乗り揚げた。 当時、天候は晴で、風はほとんどなく、潮候は上げ潮の中央期で、西に向かう約2ノットの川の流れがあった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 事故当時、西に向かう約2ノットの川の流れがあったものと考えられる。事故地点付近の川縁は浅くなっていた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が川の流れ及び潮高に対する配慮が十分でなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	